

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 翌期の役員報酬を当期に支払った場合

**Q** : 当社では、決算にあたり、翌事業年度  
対応分の役員報酬を当期中に支払い、短期前  
払費用として当期の損金の額に算入しようと  
考えていますが、税務上問題ありますか？

**A** : ご質問の類似事例について、先般、国  
税不服審判所において、当期の損金の額には  
算入できないとする裁決がなされました。

### 【解説】

法人税法では、一定の契約に基づき継続的  
に役務の提供を受けるために支出した費用の  
うち、その支出事業年度においてまだ提供を  
受けていない役務に対応するものは、原則と  
して、前払費用として資産に計上しなければ  
なりません。支出日以後1年以内に提供を  
受ける役務に対応するものについては、重要  
性の原則から、「短期前払費用」として、継  
続適用を要件に、支出事業年度の損金の額に  
算入できるとされています。

しかしながら、ご質問のようなケースでは、  
役員報酬は金額的にも重要性が乏しいとはい  
い難く、また、役員報酬の具体的な給付原因  
である役員の職務執行が支出事業年度中にさ  
れていないことから、債務が確定するための  
3要件（債務が成立している、給付原因が発  
生している、金額を合理的に算定できる）を  
満たしておらず、支出事業年度である当期の  
損金の額には算入できないとも考えられます。

短期前払費用は決算調整として恣意的に使  
われがちですが、適用要件は厳格ですので、  
基本的な項目は最低限チェックして適用する  
ことが重要です。

